

## 新たな計画の基本的考え方(案)

### 総合部会調査審議分野 第1章 総説 抜粋

平成23年5月10日(火)  
沖縄県振興審議会  
第1回総合部会

# 第1章 総説

## 1 計画策定の意義

### P1～P3

新たな世紀の初頭が過ぎようとしている今日、沖縄は、グローバル経済の進展、中国をはじめとするアジア諸国の伸張、我が国の総人口の減少など、これまでの時代の枠組みが大きく変動していく渦中にある。

このような時代の潮流を見据えながら、県民が求める自信と誇り、優しさと潤いに満ちた沖縄の実現を担う沖縄振興の新たな展開を切り開かなければならぬ。振り返れば、昭和47年、戦後27年間の米軍施政権下から日本に復帰した沖縄の姿は、各種社会資本の大幅な整備の遅れと、本土各県に例を見ない基地依存型輸入経済と称されるものだった。これらの課題解決のために3次30年の沖縄振興開発計画では社会資本整備を中心とした格差是正が、沖縄振興計画においては民間主導の自立型経済の構築が、基本方向のひとつとして位置づけられ施策の展開が図られてきた。

今日、これらの沖縄振興施策の積み重ねにより、本県は社会資本の整備、就業者数の増加、観光産業等の成長など、総体として着実に発展してきた。しかしながら、一人あたり県民所得の向上、失業率の改善、島しょ経済の不利性の克服はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにある。加えて、広大な米軍基地の負担軽減、離島の振興、公共交通の抜本的改善など沖縄固有の課題も解決が図られなければならない。

一方、大きな時代変動の中で、国内だけでなくアジアや世界に向けて視野を広げると、本県が内包している発展可能性を一層顕在化させることも期待できる。この動きは、基地に依存した経済から徐々に脱却し民間主導経済へ移りつつあることや、人口の増加の持続、これがもたらす豊富な若年労働力、社会資本の一定の充足、那霸新都心地区にみられるような基地返還跡地の変貌などに見ることができる。

また、沖縄は、地理的位置から東アジアにおける安全保障問題などの諸問題と

大きな関わりを持っているが、このような中にあって、沖縄がもつ自然、歴史、文化、地理的特性などのソフトパワーは、我が国がアジアとの関係を深化させ信頼を確保していく取組において、一層大きな役割を担い貢献する資源となり得ると考えられる。

本県は、これまでの沖縄振興の成果及び発展可能性を生かすことにより、交流と共生を通じてアジア及び世界とつながり、我が国が世界へ貢献する一翼を担い、自立し発展していく素地を整えつつある。他方、過度な市場経済主義の進展は、従来の地域社会を人間関係が希薄なものに変質させていく危うさをもはらんでいる。

以上を踏まえ、今後の沖縄振興のあり方を考える場合、以下のことに留意する必要がある。

まず第1に、広大な海域に多数の離島が散在し本土から遠隔にあるという本県の地理的・自然的事情がある。こうした事情を背景とした本県経済発展の道筋及び経済構造など各種政策の前提は、本土とは大きく異ならざるを得ないものであり、このため、全国一律の枠組みに基づく産業政策などとは区別された沖縄の事情を前提とした枠組みに基づく措置が必要であること。

第2に、復帰後も著しい不均衡状態にあり、騒音、環境汚染、事件事故を発生させるとともに経済発展の可能性を抑制している米軍施設・区域の極端な集中に対応する措置が必要であること。

第3に、全国と異なる第三次産業中心の産業構造であることや本土各県が人口減少時代に移行する中で、依然として人口増加地域であることなど、本土と沖縄では、国が施策展開の対象とする社会的・経済的諸条件が大きく異なる面があり、沖縄独自の発展可能性を生かす先駆的施策・沖縄独自施策への転換の必要性が高まっており、その先駆的施策などが我が国の現状を打破する契機にもつながるようになることが求められていること。

第4に、その近接性から住民に身近なサービスは市町村が行い、市町村で担うことの困難な場合は都道府県が行い、都道府県が困難な場合は国が担うという補完性の原理を踏まえ、地方に多くの権限を移し、地方自らが課題を解決し主体的に地域づくりを進めるべきとする大きな時代潮流に対応することが求められてい

ること。

こうした中、残すべき沖縄、変えていくべき沖縄を探り、未来の可能性を見据え、県民が望む20年後の沖縄のあるべき姿、ありたい姿を描いた沖縄21世紀ビジョンを平成22年3月に策定した。

この沖縄21世紀ビジョンで描いた将来像は、県民が自ら掲げ共有する本県の目的であり、それを実現することにより県民自ら主導的に沖縄の新たな歴史をつくるしていくものである。復帰40年を経た現在、県民主導で沖縄を創造する新たな時代に入っていくこととなる。国においては沖縄振興に関する国が果たすべき責務を踏まえ、新たな計画に基づく施策について支援し実施していくことを強く求めるものである。

新たな計画は、県が策定する県計画の視点から見れば、これまでの3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画など、これまでの本県の歩みを起点として大きく変動する時代潮流を見極め対応し、沖縄21世紀ビジョンの実現に向かい、新たな時代の創造に挑む施策を束ねるものである。

同時に、県民が参画する県計画の視点から見れば、沖縄21世紀ビジョンの実現を目指し、県民の自信と誇りを支える強くしなやかな地域経済、優しさと潤いのある沖縄らしい地域社会を築き上げていこうとする県民意思を体現するものであり、同時に新たな計画における様々な取組が全国都道府県にも刺激を与え、我が国ひいてはアジア・太平洋地域の発展に寄与しようとする県民の志を体現する計画である。

ここに、県民とともに県計画を策定する意義がある。

## 2 計画の性格 P3～P4

新たな計画は、沖縄振興特別措置法に代わる新たな法律に規定する計画として位置づけられ、これまでの沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画であって、沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描く将来像の実現に向けた取組の方向などを踏まえ、計画における「基本方向」や「基本施策」などを明らかにしたものである。したがって、国、沖縄県、市町村等については、その施策の基本となるものであり、県民をはじめ企業、団体、NPO等などの、各主体の自発的な活動の指針となるものである。

なお、沖縄21世紀ビジョンにおいては、第1に、自然を愛し伝統文化を大切にする心を「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」へ、第2に、人と人との絆を大事にする心を「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」へ、第3に、強くしなやかな経済や豊かさを求める心を「希望と活力にあふれる豊かな島」へ、第4に、世界との交流を通じて平和を希求する心を「世界に開かれた交流と共生の島」へ、第5に、希望と夢のあふれる人材を育む心を「多様な能力を發揮し、未来を拓く島」へと5つの将来像に託している。

また、「大規模な基地返還とそれに伴う県土の再生」「離島の新たな展開」「海洋島しょ圏沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築」など、国の責務として解決が求められる克服すべき沖縄の固有課題を明らかにしている。

### 3 計画の期間 P4

新たな計画の期間は、沖縄21世紀ビジョンが想定する概ね20年後に至る前期10年に相当する、平成24年度から平成33年度までの10年間とする。

### 4 計画の目標 P4

新たな計画においては、沖縄の特性を發揮し、日本と世界を結び、アジア・太平洋地域の平和と発展に貢献する先駆的地域を形成し、経済情勢を踏まえた自立的発展の基礎条件を整備し、我が国を牽引する新生沖縄を創造するとともに、自然や文化などよき沖縄の価値を高めていく再生沖縄に取り組み、沖縄21世紀ビジョンで掲げた5つの将来像の実現及び4つの固有課題の解決を図り、“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ”を実現することを目標とする。